

新旧対照表

【包括事前審査制度について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 245 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>標記のことについて、別紙のとおりその実施要領を定めたので、今後これにより実施されたい。</p> <p><u>なお、本制度は平成 20 年 12 月 31 日をもって終了するので、留意ありたい。</u></p> <p>別 紙</p> <p>包括事前審査制度実施要領</p> <p>3 . 处理要領</p> <p>(1) 包括事前審査 イ～ハ（省略）</p> <p>二 . 有効期間</p> <p>包括事前審査の対象とする期間（以下「有効期間」という。）は、当該輸出者の取引実態に即して税關が適當と認める期間（ただし、平成 20 年 12 月 31 日までとする。）とする。</p> <p>ホ . 有効期間の延長</p> <p>(1) 申出書の内容に変更がない場合、輸出者からの申出により、平成 20 年 12 月 31 日までに限り有効期間を延長することができる。 (ロ)（省略） (2)～(4)（省略）</p>	<p>標記のことについて、別紙のとおりその実施要領を定めたので、今後これにより実施されたい。</p> <p>別 紙</p> <p>包括事前審査制度実施要領</p> <p>3 . 处理要領</p> <p>(1) 包括事前審査 イ～ハ（同左）</p> <p>二 . 有効期間</p> <p>包括事前審査の対象とする期間（以下「有効期間」という。）は、当該輸出者の取引実態に即して税關が適當と認める期間（ただし、3 年を超えない期間とする。）とする。</p> <p>ホ . 有効期間の延長</p> <p>(1) 申出書の内容に変更がない場合、輸出者からの申出により、3 年を超えない期間に限り有効期間を延長することができる。 (ロ)（同左） (2)～(4)（同左）</p>